第 五 + 四 号 議 案

江

戸

Ш

X

玉

民

健

康

保

険

条

例

の \_

部

を

改

正

す

る 条 例

|              | 右 |
|--------------|---|
| 平            | の |
| 成            | 議 |
| Ξ            | 案 |
| +            | を |
| <del>_</del> | 提 |
| 年            | 出 |
| <u>=</u>     | す |
| 月            | る |
| +            | 0 |
| 九            |   |
| 日            |   |
|              |   |
|              |   |
|              |   |
|              |   |
|              |   |
|              |   |
|              |   |
|              |   |

提 出 者 江 戸 Ш X 長

多

正

田

見

江 戸 Ш  $\overline{X}$ 玉 民 健 康 保 険 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

江 戸 Ш  $\overline{X}$ 玉 民 健 康 保 険 条 例  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 Ξ + 四 年 + \_ 月 江 戸 Ш X 条 例 第 + 八 号 の

部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

第 + 条 第 頂 及 び 第 兀 頂 第 号 た だ U 書 中 第 Ξ + 五 条 第 項 第 Ξ 号 \_ を

第 Ξ + 五 条 第 Ξ 号 \_ に 改 め る

第 + 五 条 の 兀 第 \_ 号 中 百 分 の 七 六 Ξ \_ を 百 分 の

\_ 号 中  $\neg$  $\equiv$ 万 九 千 六 百 円 を 兀 万 千 百 円 に 改 め る

第

第 + 五 条 の 八 中  $\neg$ 五 + 八 万 円 \_ を  $\neg$ 六 + \_ 万 円 に

+ 五 条 の + \_ 第 \_ 号 中 百 分 の =0 七 を  $\neg$ 百 分 の

第 + 六 条 の 兀 第 \_ 号 中 百 分 の • 六 五 \_ を 百 分 の • 八 兀 に

+ \_ を  $\neg$ 百 分 の 五 + \_ に 改 め 同 条 第 号 中  $\neg$ 百 分 の 五 + を  $\neg$ 百 分 の 兀 +

八 に 改 め る

五

条

第

\_

号

中

 $\neg$ 

万

千

兀

百

円

を

万

千

円

に

改

め

る

改

め

る

•

五

\_

に

改

め

同

0

七

•

七

に

改

め

同

条

第

第 + 九 条 の \_ 中  $\neg$ 五 + 八 万 円 \_ を  $\neg$ 六 + \_ 万 円 \_ に 改 め 同 条 第 号 イ 中

円 万 七 千 を 七 百 八 千 兀 + 百 円 円 \_ を に  $\neg$ 改 め 万 八 千 同 条 七 第 百 七 号 + 中 円 に + 改 七 め 万  $\overline{T}$ 同 千 号 円 \_ 中 を \_ 七 = 千 + 九 八 百 万 八 + 円

に 改 め 同 믕 1 中 万 九 千 八 百 円 を 万 五 百 五 + 円 に 改 め 同 号 中

に  $\neg$ 改 五 千 め 七 百 同 円 믕 1 を 中 六 七 干 千 円 九 百 に 改 +め 円 \_ 同 を 条 第 八 千 号 中 百 五 + +円 万 円 に  $\sqsubseteq$ 改 を め 五 同 + 号 \_ 万 中 円

 $\neg$ 

百

分

ഗ

る 減 の 額 基 で 礎 の 対 賦 本 象 課 案 لح 額 を な の 提 る 保 出 世 険 11 帯 料 た の 率 し 所 等 ま 得 を す 基 改 準 め 額 る を لح 引 لح ㅎ も 上 に げ る 低 ほ 所 か 得 者 規 に 定 対 を す 整 る

備

す

る

必

要

が

あ

保

険

料

均

等

割

の

説

明

例 に に つ ょ 11 る て 適 用 し 平 成  $\equiv$ + 年 度 以

1 経 過 措 置

2

こ

の

条

例

に

ょ

る

改

正

後

の

第

+

五

条

の

兀

第

+

五

条

の

八

第 +

五

条

の

+

第

+

六

条

の

兀

及

び

第

+

九

条

の

の

規

定

は

平

成  $\equiv$ 

+

—

年

度

以

後

の

年

度

分

の

保

険

料

前

の

年

度

分

の

保

険

料

に

つ

11

て

は

`

な

お

従

前

の

こ の 条 例 は 平 成 Ξ + 年 四 月 日 か 5 施 行 す る

施

行

期

日

付

則

千 百 八 + 円 \_ を 千 兀 百 円 \_ に 改 め る